(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。
(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
(c) この章の規定に反しない当該一方の締約国の法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
(iii) 安全
(d) 取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第四十七条の規定に合致しない措置
注釈　直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。
(i) 非居住者の租税に係る義務が当該一方の締約国の区域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置
(ii) 当該一方の締約国の区域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）
(iv) 当該一方の締約国の区域内の源泉に基づき、他方の締約国の区域内で、又は他方の締約国の区域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置
(vi) 当該一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について、又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において、所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置
この(d)及び注釈に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる当該一方の締約国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。
(e) 取扱いの差異が当該一方の締約国を拘束する二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第四十五条の規定に合致しない措置

第五十六条　安全保障のための例外
この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。
(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第五十七条　留保に係る表
1 第四十五条から第四十七条までに規定する締約国の留保に係る表は、附属書三に定める。
2 附属書三に定める締約国の留保に係る表は、次の事項を規定する。
(a) 当該締約国が維持し、いつでも更新し、又は第四十五条から第四十七条までの規定との適合性の水準を低下させることなく修正することができる現行の措置
(b) 当該締約国が採用し、維持し、又は修正することができる措置

第五十八条　留保に係る表の修正
1 一方の締約国は、附属書三に定める自国の留保に係る表を修正するとの意図を他方の締約国に通報する。当該他方の締約国が当該通報を受領した後三十日以内に書面による要請を行う場合には、両締約国は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するため、必要な補償的調整について協議する。協議の要請が受領された後六十日以内に両締約国が補償について合意に達しない場合には、通報を受領した締約国は、その問題を第百四十一条3から7までに規定する手続と同一の手続に従って設置される仲裁裁判所による裁定に付託することができる。そのような仲裁裁判所は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するための方法について自らの所見を提出する。第百四十三条の規定は、そのような仲裁裁判所の手続について準用する。
2 協議が要請されない場合又は1の規定に基づく通報を行った締約国が両締約国間で合意した若しくは仲裁の結果に従った補償的調整を行った場合には、その修正は、第百五十二条に規定する手続に従って附属書三に組み入れられる。
3 一方の締約国が附属書三に定める自国の留保に係る表について修正の意図を有している場合において、当該修正と同じ修正に関し、当該一方の締約国が、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に基づき「影響を受ける加盟国」である他方の締約国の利益のために補償的調整を行ったときは、両締約国は、その補償的調整において合意した結論と同じものによって1に規定する補償について合意に達したものとみなす。

第五十九条　透明性
1 各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってこの章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼすものを速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか、遅くとも当該措置が効力を生ずる時までに公表する。サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす国際協定であって、締約国が締結しているものについても公表する。
2 1に規定する情報の公表が実行可能でない場合には、当該情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

第六十条　見直し
1 両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化のため、両締約国は、少なくとも二年に一回、又は合意する場合にはより頻繁に、附属書三に定める両締約国の留保に係る表についての見直しを行う。最初の見直しは、この協定の効力発生の後二年以内に行う。
2 一方の締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動のいずれかをこの協定の効力発生の後に自主的に更に自由化する場合には、当該一方の締約国は、そのような自主的な自由化をこの協定に組み入れるよう求める他方の締約国の要請を検討する。

第六十一条　附属書
附属書三から附属書七までは、この章の不可分の一部を成す。

第七章　自然人の移動

第六十二条　適用範囲
1 この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国し、及び一時的に滞在するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。
2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。